

新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業) 令和4年度募集について

令和4年4月以降に50歳未満で新規就農した方に対して、機械・施設等の整備に要する経費について、補助対象事業費上限1000万円において事業費の3/4を交付します。ただし、新規就農者育成総合対策 経営開始資金交付対象者は、上限500万円で事業費の3/4を交付です。

1 提出書類と提出先

「青年等就農計画認定申請書」及び「経営発展支援事業申請追加資料(別紙様式第1号)(添付書類を含む)」を石井町役場産業経済課へ提出してください。

2 応募条件等

主な要件(すべて満たす必要があります)

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次の要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
 - ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
 - ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - ・交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に青年等就農計画の認定の取消しを受けた場合及び農業経営改善計画の認定を受けた場合は給付対象外とする。
- (4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料(別紙様式第1号)を添付したもの(以下、「経営発展支援事業計画等」という。)が以下の基準に適合していること
 - ・農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。
 - ・計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させる、又は生産コストを 10%以上減少させる計画であると町長に認められること。
- (6) 人・農地プランへの位置づけ

町が作成する人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

(7) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(8) 新規就農者育成総合対策事業に係る個人情報の取扱いについて同意すること。

3 助成対象

(1) 助成の対象となる事業内容は、次の通りです。

- ・ 機械・施設等の取得、改良又はリース
- ・ 家畜の導入
- ・ 果樹・茶の新植・改植
- ・ 農地等の造成、改良又は復旧

(2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)

(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。

イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(A GUMIRU「アグミル」)の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に向けた取組を行うこと。

ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア)原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

(イ)原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。)等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

(a)農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

(b)農業経営において真に必要なこと。

(c)導入後の適正利用が確認できるものであること。

b 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、aの(a)から(c)までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

(ウ)整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の計画の成果目標達成に直結するものであること。

(エ)整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が

継続されるものとする。

(オ)導入した機械・施設等について、財産管理台帳を作成し、耐用年数が経過するまでの間、保管すること。

お問い合わせ先

石井町役場 産業経済課

電話:088-674-1118